

個別機能訓練加算の 算定要件について

令和2年1月29日 事業者研修会
杵藤地区介護保険事務所 総務管理課

サービス種別	加算種別	算定単位数	算定要件
地域密着型通所介護	個別機能訓練加算 (Ⅰ)	4.6単位 (1日当たり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供時間を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等（※）を1名以上配置すること。 ・ 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 ・ <u>機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して</u>、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。 ・ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して機能訓練計画の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。
	個別機能訓練加算 (Ⅱ)	5.6単位 (1日当たり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等（※）を1名以上配置していること。 ・ <u>機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して</u>、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。 ・ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供し、評価等を行っていること。 ・ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して機能訓練計画の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

※理学療法士等 …理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師
(はり師・きゅう師は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。)

留意事項

個別機能訓練加算（Ⅰ）

・個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る機能訓練は、**提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している指定地域密着型通所介護の単位の利用者に対して行うものであること。**この場合において、例えば1週間のうち、**月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、当該加算の対象とはならない。**（個別機能訓練加算（Ⅱ）の要件に該当している場合は、その算定対象となる。）

ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)の対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

・個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る機能訓練の項目の選択については、**機能訓練指導員等が利用者の生活意欲が増進されるような利用者の選択を援助し、利用者が選択した項目ごとにグループに分かれて活動する**ことで、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されることが要件となる。

また、機能訓練指導員等は、利用者の心身の状態を勘案し、項目の選択について必要な援助を行わなければならない。

個別機能訓練加算（Ⅱ）

・個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、**例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。**

ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

・個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。

具体的には、**適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（1人で入浴が出来るようになりたい等）を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。**

目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。

個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る**機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団（個別対応含む。）に対して機能訓練指導員が直接行うこと**とし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。**実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。**

また、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、**おおむね週1回以上実施することを目安とする。**

留意事項 個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ 共通

・個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定する。

・個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者が共同して、**利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。**なお、地域密着型通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。

・個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が**居宅を訪問した上で**利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、**その後3月ごとに1回以上**、利用者の居宅を訪問し、**利用者の居宅での生活状況を確認した上で**、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

・**個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している者であっても、別途個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練換算（Ⅱ）を算定できるが、この場合にあっては、個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員の配置が必要である。**

また、個別機能訓練加算（Ⅰ）は身体機能への働きかけだけでなく、ADL（食事、排泄、入浴等）やIADL（調理、洗濯、掃除等）などの活動への働きかけや、役割の創出や社会参加の実現といった参加への働きかけを行い、心身機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけるものであり、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた適切な訓練を実施する必要がある。

・個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

地域密着型通所介護		
	個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅱ
単位数	46単位（1日当たり）	56単位（1日当たり）
機能訓練指導員の配置	<u>サービス提供時間を通じて、常勤・専従</u> の理学療法士等を1名以上	専従 の理学療法士等を1名以上
（機能訓練指導員）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師 （はり師・きゅう師は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。）	
目的	座る・立つ・歩く等ができるようになるといった『 身体機能 』の向上	①体の働きや精神の働きである「心身機能」 ②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活機能全般である「活動」 ③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」等の『 生活機能 』の維持・向上
居宅への訪問	①機能訓練指導員等が 居宅を訪問した上で 利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、 <u>多職種共同</u> で個別機能訓練計画を作成した上で実施する ② 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で 、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。	
個別機能訓練計画	機能訓練指導員等が共同して、 利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。 ※個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。	
訓練内容の選定	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう 複数の種類の機能訓練の項目 を準備	利用者の 生活機能向上を目的とする機能訓練の項目 を準備 生活機能の維持・向上に関する目標（1人で入浴ができるようになりたい等）の設定が必要
実施範囲	<u>グループに分かれて実施</u> （人数に関する規定なし）	<u>5人程度以下の小集団</u> （個別対応含む。）
実施者	機能訓練指導員等	機能訓練指導員が 直接 実施
実施回数	規定なし	おおむね週1回以上実施。

※地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

※個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している者であっても、別途個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練換算（Ⅱ）を算定できるが、**個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員の配置が必要。**

サービス種別	加算種別	算定単位数	算定要件
認知症対応型通所介護	個別機能訓練加算	27単位 (1日当たり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供時間帯に、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等（※）を1名以上配置していること。 ・ <u>機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。</u> ・ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3か月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明する。

※理学療法士等 …理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師
 （はり師・きゅう師は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。）

留意事項

- ・ 理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に行った機能訓練について算定する。
- ・ 個別機能訓練は、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、認知症対応型通所介護事業所の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、認知症対応型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- ・ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、認知症対応型通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成にかえることができるものとする。
- ・ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及び3ヶ月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明する。
- ・ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

サービス種別	加算種別	算定単位数	算定要件
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	個別機能訓練加算	12単位 (1日あたり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等（※）を1名以上配置すること。 ・ <u>機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して</u>、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。 ・ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。
地域密着型特定施設入居者生活介護			

※理学療法士等 …理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師
(はり師・きゅう師は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。)

留意事項

・個別機能訓練加算は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定する。

・個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護〔地域密着型特定施設入居者生活介護〕においては、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画〔地域密着型特定施設サービス計画〕の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。

・個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。

・個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該地域密着型特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

●法令、通知等の標記

- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
- ・通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成27年3月27日老振発第0327第2号）